

第2回阿蘇市議会会議録

- 1.平成28年6月3日 午前10時00分 招集
- 2.平成28年6月15日 午前10時00分 開議
- 3.平成28年6月15日 午前11時15分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	佐伯寛文
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	佐藤由美		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第64号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第74号 平成28年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第61号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ② 議案第62号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第64号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第66号 平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第67号 平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第68号 平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第70号 平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第63号 阿蘇市公園設置条例の一部改正について
- ② 議案第64号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第65号 平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第69号 平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ⑤ 議案第71号 字の区域の変更について
- ⑥ 議案第72号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑦ 議案第73号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑧ 議案第75号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 発委第1号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

日程第2 発委第2号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、執行部出席者につきまして、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

① 議案第 64 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について

② 議案第 74 号 平成 28 年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1 「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 64 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」他 1 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。どうもお疲れさまでございます。

総務常任委員会委員長報告を行いたいと思います。

今期、第 2 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 2 件であります。6 月 7 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものにつきまして、ご報告いたします。

最初に、議案第 64 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」審査を行いました。

まず、財政課の予算について審議をしました。

委員より「財政調整基金について、今回、取り崩したあとの残高が 5,500 万円とのことだが、この残高は、ある程度確保できる状況にあるのか。」との質疑があり、財政課長より「今年度、最終的には、財政調整基金の中から幾らかの取崩しは必要になってくると思いますが、今後、国・県の動向による変動は想定されるものの、将来の財政運営を考える上で、何とか最小限に済むよう取り組んでまいります。また、市債に関しまして、当初予算は約 11 億円でのスタートでしたが、

今回の震災を受けまして、現在約 22 億円となっております。今後、平成 30 年以降に財政的なピークを迎えると思われませんが、災害復旧に伴う起債の償還額の推移にも十分注意を払い、財政運営を行っていくことが必要だと考えます。」との答弁がありました。

次に、総務課の予算について審議をしました。

委員より「人件費の関連で、職員の適正人員はどのようになっているか。また、今回の災害で、臨時職員の採用をしている自治体もあるようだが、本市においても、そのような採用を考えているのか。」との質疑があり、課長より「人員につきましては、類似団体と比較しますと 40 名程度多い状況にあります。ただ、今回、このような災害を受け、今後、大幅に職員が減ると対応できない部分もあり、災害の現状や経験も踏まえて、今後の適正人員数については、協議を重ねる必要があると考えます。また、現在の再任用の制度をうまく活用したいと考えております。」との答弁がありました。これに対し、別の委員より「再任用の職員は数名しかいないため、想定外の事態が起こったときには、臨時の職員をどのように補充していくかが重要ではないか。例えば、どこに雇用をお願いし、どこから応援を求める等、その辺りの対策は考慮しておくべきだと考える。そうでないと、24 年の水害や、今回の地震でもそうだが、いつ起きるか分からないのに、常時、何十人もの職員を抱えるということは不可能だと思う。緊急時に補充できる体制を検討しておくべきである。今回の震災に関しては、九州各県から支援を受け、非常に助かっている。今後も被害の状況に応じて、県内だけではなく、広域連携での取り組みが必要不可欠である。」との意見があり、それを受け、課長より「今回の災害では、熊本県のほか、宮崎県や長崎県等から長期にわたり、様々な分野で人的支援をしていただきました。特に今後は農政や土木関係において、査定設計等、専門職が必要になってくることから、新たに、熊本県に対し、農業土木の専門家や技術者等の中長期的な派遣を要請しております。委員が言われましたとおり、広域連携ということで、他県からの人的支援も有効に活用させていただきながら、他自治体での有事の際には、本市からも職員を派遣し、現場で見て、学んで、持ち帰る。そういった交流も深めながら、職員として災害に対してのスキルアップ等も図っていく必要があると考えます。」との答弁がありました。

別の委員より「選挙費委託金の関連で、投票所を集約するということが、それに関して、市民への周知はどのように取り組むのか。混乱がないよう計画されているのか。」との質疑があり、課長より「お知らせ端末や、広報あそ等を活用し広く周知を行います。併せて、当日は防災無線でも対応します。入場券にも、投票所が変更になったことを明示し、間違われることのないようにしていきたいと考えております。また、これまでの投票所についても、看板を設け、変更になった投票所をご案内するよう計画しております。」との答弁がありました。

委員より「投票所が 22 カ所から 11 カ所と半分になるわけだが、これによって、投票率がかなり下がってくるのではないかと懸念する。それに対する対策は。」との質疑があり、課長より「期日前の投票開始時間を、一部、1 時間早め、朝 7 時から投票できるようにと考えております。投票所を集約した理由としましては、大雨等で避難勧告や避難指示が発令されたときに、避難勧告の対象地域になる投票所が使えなくなるというトラブル防止が一つ、それと、大きな災害発生に備え、体育館等の避難所となる施設を確保する必要があることが一つ、もう一つは、職員の確保です。22 カ所の投票所に職員を張りつけた場合、有事の際に、また、避難勧告・避難指示の際に

対応可能な動ける人員を確保できなくなることから、投票所の集約をさせていただきました。」との答弁があり、別の委員より「周知の部分で、防災無線はもちろん、集約する地区については、区長にも協力を呼びかけ、区長を通じて周知を図る等、少しでも投票率を下げないような対策を十分検討するべきだ。」との意見がありました。それを受け、課長より「区長さん方や立会人としてご協力いただく地域婦人会などの組織にもお願いし、周知を図っていきます。選挙、防災、地震対応と、3つ同時進行でいく形となりますが、全てが円滑に進むよう努めます。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 74 号「平成 28 年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について」審査を行いました。

本案は、熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特別措置に関する法律が熊本地震にも対応されたことに伴い、本条例が制定されたことから、特に質疑・意見はなく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことをご報告申し上げます。これで、委員長報告を終わらせていただきます。以上です。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 64 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 64 号を除くほかの案件について採決を行います。

まず、議案第 74 号「平成 28 年熊本地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号は委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 61 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ② 議案第 62 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第 64 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 66 号 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 67 号 平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 68 号 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 70 号 平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 61 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ほか 6 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

今期、第 2 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 7 件であります。6 月 8 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものにつきまして、ご報告いたします。

最初に、議案第 61 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、委員より「職員のみなし規定といった改正によれば、保育園で預かる園児も増えることになるのか。」との質疑に対し、課長から「保育園によっては、保育士が不足していることで、定員を満たしていないのに園児を受け入れることができない場合があり、みなしの保育士を配置できるようになることの課題が解消され、定められた定員数の中で、園児を預かることができるようになります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 62 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、委員より「新たに追加された義務教育学校とは、何を指すのか。」との質疑に対し、課長から「小中一貫校で、小学校と中学校を一つの学校としたものを指します。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 64 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、教育課の予算について審査を行いました。

委員より「給食センターの復旧はどのように見ているのか。また、今度の工事は、耐震性、免震性を考えた工事になるのか。」との質疑に対し、教育課長から「工事関係については、地盤沈下

が起き、浄化槽が被災していることから、ほかの補修が進めにくいこともあり、8月24日からの2学期には間に合うと思います。目標としては、7月中には何とか再開を、できるだけ早くという思いでおります。また、工事については、災害復旧であり、元に戻すということが基本であり、原形復旧工事を進めることとなります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「工事請負費の、避難所等の現状復旧について、社会体育関係、学校関係等の内訳の説明を。また、阿蘇西小学校の工事関係はいつ完成するのか。」との質疑に対し、課長より「学校のグラウンド関係では、一の宮小学校、阿蘇西小学校がそれぞれ2,000万円程度、自衛隊の大型トラックの四輪駆動により20cmから30cmの轍がある中で走行のため、排水機能も悪く、盤もなくなり、ある程度入替えが必要です。一の宮運動公園では、グラウンドと段下の芝の所が駐屯地になり、テントの周りに排水用の溝を掘ったため、芝がほとんど全滅しました。また、あびかの陸上競技場のサッカー場も駐屯地になり、自衛隊のテントの排水のため芝が駄目になっております。学校関係が総額で5,920万円、社会体育関係が3,110万円となっております。災害救助費ということで、避難所のほうは全額県の費用で見ることとなりますが、自衛隊が使用した駐屯地についても、100%の補助での復旧をお願いしているところです。また、阿蘇西小学校の復旧について、今年度中に復旧をさせたいと思っておりますが、小学校の玄関からプール、体育館の後ろにかけて、地割れが走っており、地盤沈下も起きています。プールを現在の位置に復旧することは難しいということで、3月までには間に合わないのではないかと思います。」との答弁がありました。

次に、福祉課の予算について審査を行いました。

委員より「社会福祉施設災害復旧工事の1,340万円の内訳は、どうなっているのか。」との質疑に対し、福祉課長補佐から「一の宮高齢者センターでは貯湯タンクが倒壊しており、完全に使えない状況になっており、地中の送水管も一部破損していると思われます。また、一部外構の舗装も含まれます。阿蘇保健福祉センターについては、浴槽等にひび割れが生じ、建物の外にお湯が染み出しています。送水管でひび割れがあり、送水ができない状態となっております。外構では目隠しの壁、擁壁が傾いており、倒壊の恐れがあります。」との答弁がありました。

次に、市民課の予算について審査を行いました。

委員より「災害廃棄物の仮置場について、9月末までと説明があったが現状はどうなっているのか。」との質疑に対し、市民課長から「現在も継続して、仮置場での災害廃棄物の受入れは行っており、受入れ場所は未来館とあびかの駐車場の2カ所です。6月からはり災証明、被災証明により、搬入許可証の交付を行い、許可証を持った方のみ受入れを行っています。搬入許可証を交付するにあたり、持ち込めないごみの一覧表を配り、絶対持ち込めないことを重々説明し、きちんとした体制で6月6日から新たに受入れを実施しているところです。」との答弁がありました。

また、別の委員より「被災家屋の解体費については、先行して解体した人もおられ、業者によって金額が違うが、価格の統一はできているのか。」との質疑に対し、地震事業対策班長から「この事業は、環境省の補助金により、解体費用全額を賄うものであり、解体費用の単価は、熊本県が統一単価を示し、その単価に基づき積算を行っております。既に、解体が終わった方で、その単価以上に支払われている方については、その差額は個人負担にならざるを得ないと思います。

木造の解体費については1㎡当たり7,862円で、これは解体、積込み等の諸経費まで含まれております。これに運搬費があり、標準は4tダンプですが、2t、4t、10tの3種類があり、4tの標準で片道5kmを運ぶ場合、1,284円の運搬費が追加されます。コンクリートの基礎等の解体では1㎡当たり1,035円で、4tダンプで、仮置場までの費用が550円加算され、総額では坪当たり3万から3万5,000円になるかと思われます。」との答弁がありました。

次に、ほけん課の予算について審査を行いました。

ほけん課長の補足説明の後、審議を行いました。特に質疑、意見はなく、終了しました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第66号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「地震災害で、国民健康保険税の減免措置などがあると思うが、その収入不足分はどのように考えているのか。」との質疑に対し、国保・年金係長より「現段階において震災に係る国民健康保険税の減免分の取扱いについては示されていませんが、国民健康保険、後期高齢者医療、介護施設利用料の一部負担金が減免されます。半壊以上、若しくは主たる生計主の廃業等については、病院等への申し出により、減免を実施しています。これについては、国からの特別調整交付金として、一部負担金の減免分の10分の8を国からの交付措置があり、県からは、残り2割について何らかの措置をしていただくよう、要望を行っております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第67号「平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審議を行った結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第68号「平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審議を行った結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第70号「平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より「内科医が1名採用される説明があったが、以前から言われている麻酔科医がいないため、緊急時の対応ができない状態にあるのではないかと。状況の説明をしてほしい。」との質疑に対し、医療センター事務局長から「現在、麻酔科医は常勤ではないため、緊急時の対応ができていない場合があります。しかし、入院患者の手術については非常勤の麻酔科医に依頼して予定された手術はできております。当院で不足している診療科の医師については、今後も積極的に働き掛けを行っていきたいと思います。」との答弁がありました。

また、別の委員より「一般会計から災害復旧費分として、予算が計上されているが、どのような被災にあったのか。」との質疑に対し、事務局長から「主なものは、免震と耐震をつなぐところのエキスパンションという接合部分に想定外の衝撃が加わり壊れております。また、免震装置の一部に被覆しているゴムが損傷を受けております。復旧費用は、接合部分が530万円、免震装置

が 270 万円と、早急に対応しなければならない箇所の合計が約 1,480 万円となっております。財源としては 1,480 万円に対し、国庫補助割合が 3 分 2 で 980 万円、残りの補助裏として、一般会計が一般単独災害復旧事業という起債を借りて 490 万円を病院事業会計に繰り入れていただくことを予定しております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会と致しましては、閉会中の審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 64 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 64 号を除くほかの案件について採決を行います。

まず、議案第 61 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は委員長の報告のとおり可決されました。

まず、議案第 70 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は委員長の報告のとおり可決されました。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 63 号 阿蘇市公園設置条例の一部改正について
- ② 議案第 64 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 65 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 69 号 平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ⑤ 議案第 71 号 字の区域の変更について
- ⑥ 議案第 72 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑦ 議案第 73 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑧ 議案第 75 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 63 号「阿蘇市公園設置条例の一部改正について」ほか 7 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○**経済建設常任委員長（高宮正行君）** 経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第2回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案8件であります。6月9日午前10時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものにつきまして、ご報告いたします。

最初に、議案第63号「阿蘇市公園設置条例の一部改正について」であります。

委員より「市民の方々が、当施設を使用する際に料金はどうなるのか。」という質疑があり、まちづくり課長から、「利用料については定めておらず無料という形ですが、長期間使用する場合には、市への届け出をしていただき、条件等を付けるということで考えています。」という答弁がありました。

また、委員より「多くの人々が、なじむような名称にしてはどうか。」という意見があり、課長から「他の条例と整合性が合うような名称で整備したものでありますが、その他ホームページ等で紹介する際は、地域の名称等を使用した言葉で紹介する等検討してまいります。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第64号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より「災害復旧に関して、道路の陥没については被災前の状況に戻すのか。」という質疑があり、建設課長から「災害復旧は原形復旧が原則ですが、道路周辺の農地、宅地等との調整もありますので、関係者と協議を行い、復旧を進めます。」という答弁がありました。

また、別の委員より「道路災害の箇所数について、どのような数え方なのか。」との質疑があり、道路河川係長から「災害の場合、施設ごとに被災箇所間の距離が100m以内であれば1箇所です。」との答弁がありました。

次に、住環境課の予算について審査を行いました。

委員より「仮設住宅について、設置戸数は十分であるのか。また、被災者の利便性等を配慮した設置場所にしてほしい。」という質疑があり、住環境課長から「対象となる方々の必要戸数は必ず確保します。設置場所については、二次被害に遭わない市有地とされているところで判断しています。」との答弁がありました。それに対し、委員から「候補地は、基本的に市有地で、安全な地域でなければならないということは理解していますが、たとえ、民有地であったとしても交渉する等し、少しでも市民の方々のニーズに添った形で検討していただきたい。」という意見があり、土木部長より「既に、仮設住宅の入居団地が決まっている人もいますので、今後の選定にあたって、公平性や安全性等を考慮し、検討します。」との答弁がありました。

次に、まちづくり課の予算について審査を行いました。

委員より「集落サポートプロジェクト事業について、詳細をお聞きしたい。」との質疑があり、まちづくり課長から「波野地域において、道の駅、商工会、学校関係者での産学官による構成で計画し、事業内容は主に地域のコミュニティーの維持・活性化策を検討するものです。」という答弁がありました。

また、別の委員から「集落サポートの移動販売に関し、お知らせ端末を活用しては。」という質疑があり、課長から「今回の実証実験を経て、その可能性やそれ以外の有効性等も含めた上で検討してまいります。」という答弁がありました。

また、委員から「移住対策関連で、空き家バンクについて、震災の仮設住宅として活用できないのか。」という質疑があり、課長から「空き家登録者、希望者間での協議で可能となれば、そういった活用も可能になります。」という答弁がありました。

次に、観光課の予算について審査を行いました。

委員より「枯渇した泉源について、大幅な支援が出来ないのか。」という質疑があり、経済部長から「グループ補助金等での対応も含め検討しているところです。」という答弁がありました。

また、別の委員から「今後、阿蘇山上が開通となった際は、観光PR等は怠りなく周知徹底を図っていただきたい。」との意見がありました。

次に、農政課の予算について審査を行いました。

委員から「農業災害復旧費の負担金の内容について聞きたい。」との質疑があり、農政課長から「基本、施設の場合は65%が補助、35%は地元の負担という決まりがあり、激甚災害となりましたので、割合が65%から95%ぐらいに増え、残りを地元が負担することになります。この負担分につきましては、農地水多面的機能等の財源を有効活用し、復旧に充てていただきたいと考えています。」という答弁がありました。

また、別の委員から「以前の豪雨災害と今度の地震災害との違いについて、説明をお願いします。」との質疑があり、課長から「豪雨災害の場合は農地等の上に被った土砂の撤去が主となりましたが、今回は農地に亀裂が入る、沈下する、土地改良施設の送水管がダメージを受ける等、被害の規模が大きな内容でありました。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第65号「平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「今後、復旧費について増える可能性はあるのか。」という質疑があり、住環境課長から「査定の状況により、災害復旧事業の対象外とされ、減額されることが考えられます。対象外となった被災箇所については、長寿命化事業等の別事業として、取り組んでまいりたいと考えています。」との答弁がありました。また、別の委員から「今回の災害を受けて、下水道事業計画等の大幅な見直しが必要なのではないか。」という質疑があり、課長から「昨年、下水道事業促進審議会にて承認をいただいております。全体計画区域から合併処理浄化槽整備区域への見直しを進めてまいります。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号「平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」であります。

委員より「復旧支援をいただいた団体は、どのような団体だったのか。」という質疑があり、水道課長から「日本水道協会を通じた支援となりますが、今回、県内も多く被災したため、福岡支部を経由し、人員の派遣、技術的支援を要請しました。結果、阿蘇に近い大分支部と大分の管工事組合、その後、松山、岡山、新居浜の水道局から応援をいただいております。」との答弁があり

ました。

また、委員から「仮設管のリース期間の期限はいつまでなのか。」という質疑があり、課長から「リース期間は1年間ですが、道路工事との調整もありますので、期間が延びる可能性があります。」という答弁がありました。

また、別の委員から「今回、収益、収支の出費について、収入に補助金と他会計の繰入れになっている。これについては、それぞれに返済していく予定なのか。また、資本的収支について、詳しくお聞きしたい。」との質疑があり、課長から「財源については、災害復旧に伴う補助金は3分の2で、3分の1は起債の借入れを行います。水道会計で返済します。」との答弁があり、また、工務係長から「その起債については一般会計で借入する災害復旧債となり、その分が一般会計を経由しての他会計補助金になります。この3分の1の償還については、一般会計のほうが2分の1、水道会計が2分の1という形で償還してきます。」という補足説明がありました。

また、別の委員から「水道水の濁りについて、状況をお聞きしたい。」との質疑があり、課長から「濁りについては、定期的に、色度、濁度を含めた水質検査を行っており、検査結果は基準内ですが、濁りのある地域については色がなくなるまで、もう少し時間がかかると思われれます。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号「字の区域の変更について」であります。

農政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」であります。

農政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」であります。

農政課長から補足説明があり、議案第72号と同様に、特に質疑、意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、追加議案となりました、議案第75号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、農政課長より「災害復旧に伴う経営体育成支援事業補助金については、国が50%、県20%、市が20%の負担で考えており、今回、追加して総額10億円で対応します。」との補足説明がありました。

委員から「これまで開催された説明会等を踏まえて、今後の見通しをお聞きしたい。」との質疑があり、課長から「これまでに、400名以上の農家の方々が説明会に来られました。その全ての方々が対象になるということは全く言えないというふうに思っています。それ以外の方々も農政課に随時来られているような状況であります。今後、農業を再開、再建するということが大きな条件になってきますので、今現在、どのくらいの助成規模になるか想定がつきません。」という答弁があり、委員より「被災者の方々の意向に添った支援をお願いしたい。」との意見がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 64 号及び議案第 75 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 64 号、議案第 75 号を除くほかの案件について採決を行います。

まず、議案第 63 号「阿蘇市公園設置条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号「字の区域の変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 71 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 64 号及び議案第 75 号、平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算についてを除く案件について討論・採決が終わりました。

これより、議案第 64 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、議案第 64 号について採決を行います。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 64 号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 75 号について採決を行います。

本案に対する経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から、会議規則第 111 条の規定のよりまして、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。この後、追加議案がありますので、暫時休憩をいたしたいと思えます。

なお、11 時 5 分から再開します。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長より発委第 1 号、発委第 2 号が提出されました。この際これを日程に追加しまして議題にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第 1 号、発委第 2 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただ今日程に追加し、議題とすることに決定しました案件につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、追加で付議されました事件につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第 1 発委第 1 号 平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 1、発委第 1 号「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、朗読を省略します。

提出者より提案理由の説明を求めます。古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） それでは、発委第1号、提出者の提案理由の説明を行います。

提案理由といたしましては、熊本地震からの復旧・復興を確実に進めていくため、国により財政支援に係る特別な立法処置を講じていただくよう求めるものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨にご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第1号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、発委第1号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発委第2号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

○議長（藏原博敏君） 追加日程第2、発委第2号「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、省略させていただきます。

提出者より提案理由の説明を求めます。古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） それでは、発委第2号、提出者の提案理由の説明を行います。

提案理由といたしましては、熊本地震により被災した住民の生活の安定と早期復興のため所要の施策を講じていただくよう求めるものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨にご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第 2 号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、発委第 2 号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

よって、平成 28 年第 2 回阿蘇市議会定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

着座のままでご挨拶を申し上げます。第 2 回阿蘇市議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。今期定例会は、6 月 3 日開会以来、本日まで 13 日間にわたり、提案されました本年度補正予算をはじめ、諸議案について、終始極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案を議了しまして、無事閉会の運びとなりましたことは、各位とともに誠に同慶に堪えません。執行部の皆様におかれましては、熊本地震からの復旧・復興は、これからが本格的になるかと思えます。つきましては、今期定例会において成立いたしました熊本地震に関連する予算及び諸議案の執行にあたりましては、各常任委員長報告をはじめ会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般にあたり向上を期し、健康に十分ご留意の上、一層の努力をされますよう心から希望を申し上げます。

終わりにりましたが、終始議会運営にご協力をいただきました議員各位に心からお礼を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

どうもお疲れでございました。ありがとうございました。

以上を持ちまして、閉会いたします。

午前 11 時 15 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 28 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員